

## プラスチックの分別状況

### 1. 製品プラスチックの分別収集・再商品化

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）の趣旨に基づき、各自治体では、容器包装プラスチックとその他の製品プラスチックについて、マテリアルリサイクルを基本とした処理を目指す必要がある。

現在、多くの自治体で、同じプラスチックという素材であるにも関わらず、容器包装プラスチックは資源物等として収集され、製品プラスチックは燃えるごみ等として収集されるというわかりにくい状況にあるため、分別ルールの簡便化とプラスチック資源回収量の拡大を図ることを目的として、今後は製品プラスチックの再商品化に必要な措置を講じるよう努めなければならない。製品プラスチックの再商品化の方法は以下の2つである。

- (1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法
- (2) 市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

### 2. 再商品化の先進事例

表1に、再商品化計画認定自治体を示す。いずれの自治体も、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収した後、プラスチック製品の原料となるペレットや輸送用パレットに再商品化する計画が認定され、実施中または実施予定である。

なお、現時点では埼玉県内で再商品化計画が認定された自治体はない。

表1 再商品化の先進事例

認定日	市区町村名	再商品化事業者	計画期間
R4.9.30	宮城県仙台市	J&T環境株式会社	R5.4.1 - R8.3.31
R4.12.19	愛知県安城市	株式会社富山環境整備	R6.1.1 - R8.3.31
R5.11.30	神奈川県横須賀市	株式会社TBM	R5.4.1 - R8.3.31
R5.11.30	富山県高岡市	株式会社富山環境整備	R6.10.1 - R9.3.31
R5.11.30	富山地区広域圏事務組合 (富山市のみ)	株式会社富山環境整備	R6.4.1 - R9.3.31
R5.11.30	京都府亀岡市	株式会社富山環境整備	R6.4.1 - R9.3.31
R5.11.30	砺波広域圏事務組合 (砺波市・南砺市)	株式会社富山環境整備	R6.4.1 - R9.3.31
R5.11.30	岐阜県輪之内町	株式会社 岐阜リサイクルセンター	R6.4.1 - R9.3.31

出典：環境省 HP 「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」

### 3. 製品プラスチックの分別状況（埼玉県）

埼玉県内の市町村における製品プラスチックの分別状況を表2に示す。現在、7の市町村で製品プラスチックを他の区分のごみと分けて回収をしている。また、12の市で容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で回収しており、ゴム製品とあわせて容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で回収している市もある。

製品プラスチックについては、容器包装プラスチックと一括回収をした後に、分別して資源化を行っている市町村と焼却処理を行っている市町村に分かれている。

表2 製品プラスチックの分別状況

市町村名	回収状況	回収後の処理
小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村 (小川地区衛生組合)	「廃プラスチック」として製品プラスチックを回収	資源化
ふじみ野市、三芳町 (共同で処理)	「容器包装以外のプラスチック類」として製品プラスチックを回収	資源化
久喜市、宮代町 (久喜宮代衛生組合) 飯能市、入間市、和光市、桶川市	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収	容器包装プラスチックは資源化 製品プラスチックは焼却処理
志木市、新座市、富士見市 (志木地区衛生組合)	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収	分別後いずれも資源化
狭山市、東松山市	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収	分別後いずれも資源化 (東松山市は不明)
加須市	容器包装プラスチック、製品プラスチック、ゴム製品をあわせて一括回収	いずれも資源化